

組合員および役務提供者の皆様

2013年7月26日

付加価値税（VAT）の取扱いについて

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は弊社業務に関しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、The Standard Club Europe Ltd（以下、「本クラブ」）宛てにお送りいただく請求書につきまして、本クラブの組合員が負担するクレーム関連費用および本クラブが直接負担する費用の請求には以下の取決めが適用されますので、ここにご案内いたします。

この度のご案内は、英国および欧州の現行の VAT 課税制度の見直しに伴うもので、それに基づく本クラブ、組合員およびコレスポンデントの皆様への同制度の適用方法をお知らせするとともに、損害調整費については、組合員の側に発生するものであって、本クラブが直接かかる費用を負担するものではないことを改めてお伝えするものです。

クレーム処理費用

VAT および地方税に関する規則は、各役務提供者および組合員に対して適用されるものであって、本クラブに適用されるものではありません。多くの場合、本クラブが組合員のために請求書の支払いを代行しますが、これは組合員の支払代理人として行うものであり、役務の提供先はあくまでも組合員であって、本クラブではないことをご了承ください。

したがって、請求書の宛先は必ず組合員（ただし、本クラブ気付としていただくことは差支えありません）とし、本クラブを直接の宛先としないようお願いいたします。また、VAT 番号を記入する場合は組合員の番号とし、本クラブ（または弊社チャールズ・テイラー）の VAT 番号は記入しないでください。

VAT の適用

2010年1月1日以降に提供された役務については、VAT の基本原則では役務提供先組合員の所属国が、税務上の役務の提供場所と見なされます。したがって役務提供者は、VAT の規定を適切に請求書に適用するために、請求先となる組合員の所属国を特定する必要があります。

EU 加盟国の役務提供者が他の EU 加盟国の組合員に請求する場合

The Standard Club Europe Ltd

www.standard-club.com

Registered in England No. 17864. Authorised by the Prudential Regulation Authority and regulated by the Financial Conduct Authority and the Prudential Regulation Authority

Managers' London Agents: **Charles Taylor & Co. Limited**. Registered in England No. 2561548
Charles Taylor & Co. Limited is an appointed representative of Charles Taylor Services Limited,
which is authorised and regulated by the Financial Conduct Authority

Registered Address: Standard House, 12-13 Essex Street, London WC2R 3AA, UK
Telephone: +44 20 3320 8888 Email: pandi.london@ctplc.com

組合員が VAT 課税事業者である場合には、請求書に VAT を含めません。
組合員が VAT 課税事業者でない場合には、VAT を請求します。

EU 加盟国の役務提供者が同一の EU 加盟国の組合員に請求する場合

現地国の VAT 課税規則が適用されます（役務が VAT の免税対象である場合を除き、VAT を請求します）

EU 加盟国の役務提供者が EU 域外の組合員に請求する場合

VAT は課税しません。

EU 域外の役務提供者が EU 加盟国の組合員または EU 域外の組合員に請求する場合

役務提供者の所属国の課税規則に基づいて、VAT または同様の税を課税します。

宛先/VAT 番号

これらの費用は組合員が負担するものであることから、請求書の宛先は組合員となります。ただし、組合員の支払代理人である本クラブ宛にお送りいただくことは構いません。VAT 番号を請求書に記載する必要がある場合には、組合員の番号をご記入ください。本クラブ（または弊社チャールス・テイラー）の番号は記載しないでください。

一般的な役務

Standard Europe に提供した一般的な役務の請求については、本クラブの VAT 番号（GB244365464）を記載のうえ、これまで通り本クラブの登録オフィス宛てにお送りください。英国の役務提供者が Standard Europe に請求する場合には、VAT が発生する可能性があります。英国を除く EU 加盟国の役務提供者が請求書を発行する場合には、Standard Europe の VAT 番号記入は必要となりますが、VAT は請求しないでください。Standard Club Limited に対する役務提供には、VAT は発生いたしません。

上記の VAT 取扱いについては、VAT が発生するあらゆる状況を想定して記載しておりますが、ご不明な点がございましたら、クラブの管理会社またはロンドン所在の管理会社代理人までご連絡ください。VAT の適用に関するいかなるご相談にも応じます。

敬具



Nick Jelley
Chief Financial Officer
Charles Taylor & Co Ltd

Direct Line: +44 20 3320 8845
E-mail: nick.jelley@ctplc.com

(本回覧は、英文クラブ回覧を、メンバー各位の便宜のために日本語に仮訳したものです。)